

那 霸 市 公 報

第 1 4 8 4 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

那 霸 市 福 祉 事 務 所 長 に 対 す る 事 務 委 任 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (障 害 福 祉 課)	571
那 霸 市 職 員 の 初 任 給 、 昇 格 、 昇 給 等 の 基 準 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課)	573
那 霸 市 契 約 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (契 約 検 査 室)	575

告 示

平 成 20 年 度 那 霸 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) (国 保 ・ 後 期 高 齢 医 療 課)	576
平 成 20 年 度 那 霸 市 老 人 保 健 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) (国 保 ・ 後 期 高 齢 医 療 課)	577
平 成 20 年 度 那 霸 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) (財 政 課)	578

公 告

全 国 市 有 物 件 災 害 共 済 会 の 事 業 経 営 状 況 に つ い て (管 財 課)	580
---	-----

上 下 水 道 局 規 程

那 霸 市 上 下 水 道 局 分 課 規 程 及 び 那 霸 市 上 下 水 道 局 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程	582
--	-----

上 下 水 道 局 告 示

那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 異 動 に つ い て	583
---	-----

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 584

規 則

那覇市規則第35号

平成20年 7 月 15 日

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則(平成12年那覇市規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委任) 第2条 市長は、次条から第11条までに定める事務を福祉事務所長に委任する。</p>	<p>(委任) 第2条 市長は、次条から第12条までに定める事務を福祉事務所長に委任する。 <u>(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)</u> 第12条 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に関する自治法第153条第2項の規定に基づく委任事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第5条及び第6条の2から第10条の2までの規定による精神障害者保健福祉手帳に係る事務とする。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第36号

平成20年 7 月 15 日

那霸市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
7 級	副部長、次長、参事、管理センター長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防監その他これらに相当する職の職務
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

級別標準職務表

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
7 級	副部長、次長、参事、管理センター長、監査委員事務局長、消防監その他これらに相当する職の職務
[略]	

那霸市規則第37号

平成20年 7 月 15 日

那霸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市契約規則の一部を改正する規則

那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(遅滞賠償金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に年3.4パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>第10条の2 本市が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に年3.4パーセントの割合を乗じて計算した額とする。</p> <p>(最低制限価格)</p> <p>第15条 市長は、施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内において定めなければならない。<u>この場合においては、最低制限価格を設けた旨を入札前に公表しなければならない。</u></p> <p>2 前項の最低制限価格を設けたときは、前条の予定価格を記載した書面に併記しなければならない。</p>	<p>(遅滞賠償金)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未納部分若しくは未済部分の価格又は対価に年3.7パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>3～4 [略]</p> <p>第10条の2 本市が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に年3.7パーセントの割合を乗じて計算した額とする。</p> <p>(最低制限価格)</p> <p>第15条 市長は、施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内において定めなければならない。<u>ただし、測量業務、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務にあっては、10分の8から10分の6までの範囲内とする。</u></p> <p>2 前項の最低制限価格を設けたときは、<u>最低制限価格を設けた旨を入札前に公表し、</u>前条の予定価格を記載した書面に併記しなければならない。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の那覇市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

 告 示

那覇市告示第 6 1 号

平成 2 0 年 7 月 1 5 日

平成 20 年 (2008 年) 5 月那覇市議会臨時会で議決された平成 20 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 20 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 407,020 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 36,097,331 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 8,053,384	千円 407,020	千円 8,460,404
	1 国民健康保険税	8,053,384	407,020	8,460,404
歳 入 合 計		35,690,311	407,020	36,097,331

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰上充用金		千円 1	千円 407,020	千円 407,021
	1 繰上充用金	1	407,020	407,021
歳 出 合 計		35,690,311	407,020	36,097,331

那覇市告示第 6 2 号

平成 2 0 年 7 月 1 5 日

平成20年(2008年)5月臨時会で議決された平成20年度那覇市老人保健特別会計の補正予算(第1号)は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)

平成20年度那覇市老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ463,294千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,734,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		1,242,593	145,022	1,387,615
	1 支払基金交付金	1,242,593	145,022	1,387,615
2 国庫支出金		685,884	291,065	976,949
	1 国庫負担金	685,884	291,065	976,949
3 県支出金		171,472	27,207	198,679
	1 県負担金	171,472	27,207	198,679
歳 入 合 計		2,271,430	463,294	2,734,724

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		9	60,708	60,717
	1 償還金	8	229	237
	2 繰出金	1	60,479	60,480
3 繰上充用金		0	402,586	402,586
	1 繰上充用金	0	402,586	402,586
歳 出 合 計		2,271,430	463,294	2,734,724

那覇市告示第 6 3 号

平成 2 0 年 7 月 1 5 日

平成 20 年 (2008 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された平成 20 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号)

平成 20 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13,469 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 114,297,531 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 寄附金		19,038	1	19,039
	1 寄附金	19,038	1	19,039
18 繰入金		5,494,639	5,350	5,499,989
	2 基金繰入金	5,472,053	5,350	5,477,403
20 諸収入		2,970,072	8,480	2,978,552
	4 受託事業収入	108,702	8,480	117,182

21 市債		13,295,600	27,300	13,268,300
	1 市債	13,295,600	27,300	13,268,300
歳 入 合 計		114,311,000	13,469	114,297,531

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		15,988,972	501	15,989,473
	1 総務管理費	13,579,642	501	13,580,143
8 土木費		16,440,197	22,450	16,417,747
	6 住宅費	5,463,641	22,450	5,441,191
10 教育費		12,818,680	8,480	12,827,160
	1 教育総務費	1,856,322	2,947	1,853,375
	2 小学校費	2,382,991	9,170	2,392,161
	5 社会教育費	1,339,500	2,257	1,341,757
歳 出 合 計		114,311,000	13,469	114,297,531

第 2 表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
8 市営住宅 建設事業	1,350,500	普通貸借 又は証券 発行(登録 公債)	年 8%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、 据置期間を 含め 30 年以 内とする。償 還方法は、元 利均等、元金 均等等によ る。ただし、 財政の都合 により、据置 期間中であ っても繰上 償還し、償還 年限を変更 し、又は借り 換えること ができる。	1,323,200	補正前に 同じ		

公 告

那覇市公告第 4 1 号

平成 2 0 年 7 月 1 5 日

全国市有物件災害共済会の事業経営状況について

地方自治法第 2 6 3 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社団法人全国市有物件災害共済会の平成 1 9 年度事業経営状況を、下記のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

平成 1 9 年度事業経営状況

1	平成 1 9 年度末現在会員市数	672 市
2	建物総合損害共済	
	受託市数	656 市
	共済責任額	58,942,299,915,000 円
	分担金収入	5,775,785,010 円
	支払共済金	4,102,503,896 円
3	自動車損害共済	
	受託市数	649 市
	分担金収入	3,076,960,895 円
	支払共済金	2,072,215,377 円
4	正味財産の増減	
	増加	
	実質収納分担金等	8,874,888,563 円
	受取利息等	594,927,035 円
	会館収益金	1,148,202,644 円
	その他	920,000,000 円
	計	11,538,018,242 円
	減少	
	災害共済金等	6,507,338,573 円
	会館運営費	490,373,072 円
	管理費	1,331,466,273 円
	減価償却費及び繰入額等	1,811,080,155 円
	計	10,140,258,073 円

当期一般正味財産増加額	1,397,760,169 円
-------------	-----------------

5 平成 19 年度末現在の共済基金

共済基金の前年度繰越額	60,264,924,340 円
-------------	------------------

平成 19 年度積立額	1,397,760,169 円
-------------	-----------------

平成 19 年度末現在共済基金	61,662,684,509 円
-----------------	------------------

(一般正味財産)

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 13 号

平成 20 年 7 月 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局分課規程及び那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局分課規程及び那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

(那覇市上下水道局分課規程の一部改正)

第1条 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第3条 部に部長及び副部長、課に課長又は担当副参事、係に係長を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要があるときは部に参事監又は参事、課に副参事若しくは主幹又は主査若しくは技査を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 部長、副部長、課長又は担当副参事及び係長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 参事監、参事、副参事、主幹、主査及び技査は、上司の命を受けて所掌事務を処理する。</p>	<p>(職制)</p> <p>第3条 部に部長及び副部長、課に課長、係に係長を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要があるときは部に参事監又は参事、課に担当副参事、副参事、主幹、主査又は技査を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 部長、副部長、課長及び係長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 副部長の分掌事務については、部長が定める。</p> <p>3 参事監、参事、担当副参事、副参事、主幹、主査及び技査は、上司の命を受けて所掌事務を処理する。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

(那覇市上下水道局事務決裁規程の一部改正)

第2条 那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p>

那霸市上下水道局告示第 1 5 号
平成 2 0 年 7 月 1 日
掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の取消しについて

那霸市下水道条例第 1 6 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定工事店を取消すので告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号	第 8 2 号
指定工事店名	株式会社 大宮設備
営業所所在地	那霸市久茂地 1 丁目 5 番 1 号
代表者名	宮城 昭一
取消し日	平成 2 0 年 7 月 1 日
取消し理由	事業縮小の為